

# 消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会 及び

## 消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会

### 平成25年度第1回合同会議

#### 議事要旨

1. 日時 平成25年9月27日（金）14:00～16:00

2. 場所 消費者委員会大会議室

3. 出席者

（消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会）

齋藤議長代理、小坂委員、越山委員、徳田委員、横矢委員

（消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会）

升田議長、天野委員、大河内委員、東郷委員、新倉委員、野坂委員、牧野委員、  
和田委員

（事務局）

消費者安全調査委員会事務局（消費者庁）

河津審議官、宗林消費者安全課長、小堀事故調査室長、

河岡消費者安全課企画官、大木消費者安全課政策企画専門官

経済産業省

佐々木大臣官房審議官、岡部製品安全課長、阿由葉製品事故対策室長、

水野製品事故対策室室長補佐、岸田製品事故対策室専門職

（注1）合同会議の庶務は、消費者安全調査委員会事務局と経済産業省が合同で行う。

（欠席）（消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会）青山委員、

佐々木委員、田中委員、長田委員、美馬委員

4. 議事

（1）開会

（2）審議事項

①調査の結果、重大製品事故ではなかった案件について

②原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件について

③原因究明調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断  
する案件について

（3）閉会

## 5. 議事概要

- ・審議事項に入る前に、事務局から、消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会の委員の変更を報告した。
- ・事務局より、審議資料に沿って説明を行った。委員からの発言概要は以下のとおり。

### ①調査の結果、重大製品事故ではなかった案件について

- ・資料4－(1)及び資料4－(2)に沿って、案件ごとに消費者庁より説明

委員から意見等はなかった。

### ②原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件について

- ・資料5－(1)、資料5－(2)及び動画資料に沿って、案件ごとに経済産業省より説明

(委員) 判断理由に「取扱説明書に記載されていた」という記述が何か所かあるが、それは、要は被害者側に取扱説明書で注意事項が提示されていたととれるが、実際には、A201200451(ガス栓(LPガス用))の中学生が使用した事例のように、その取扱説明書が実際に伝わっていたのかが疑問。ここでは、確実に危険情報が伝わっていたかどうかの有無のほうが重要ではないか。

(経済産業省) 当該事案の未使用のガス栓側には、本来指定されているゴムキャップでなく、全く違うものが使用されていたために安全装置のヒューズが作動せず、使用者の方も誤解をされた可能性があるということで、取扱説明書の記述を記載したものである。

(議長) 従来の議論では、取扱説明書はなぜ書かないのかという方の議論が多かった。

なぜかということ、製品の安全性は、物理的あるいは機能的な安全性のほかに製品情報を提供するという意味で、お年寄りとか幼児に対しての議論はあったが、取扱説明書が非常に重要な手段であり、安全性の判断に重要だという意見の背景があったということである。

(委員) A201100717(ガストーブ(開放式)(都市ガス用))について、判断理由の中に、「当該製品は義務化以前の製品でした」という文章は入るのか。

(経済産業省) 本件の事故原因として、安全装置というよりも、当該製品の空気調整器の調節が誤っていたことが原因であるとしている。

(委員) 判断理由を何も知らない人が読むと、これはすごく悪い製品なのではないかと思える部分が多く、でも、現在の製品はそうではないということがあれば、もう少しわかりやすいと思う。義務化以前の製品であっても、それは事故理由にはなっていないということか。

(経済産業省) 本件は恐らくガストーブの空気調整器の誤操作から不完全燃焼となり一酸化炭素中毒になったと考えられる。

(委員) A201200781 (ガス衣類乾燥機 (都市ガス用)) では翌日14時までの間は放置されていたとのこと。半日程度だったようだが、NITEの実験ではどれぐらいで火が出たのか。また、油を含んでいる量によって違うだろうが、その辺の分析はどうされているか。

また、消費者向け資料も、より詳しく説明した方がいいという印象を持ったが、検討される考えはあるか。

(N I T E) 当方で紹介しているチラシの事案は、オリーブオイルをつけて洗濯したものを洗濯乾燥後にかごに入れて放置したという案件である。真ん中の写真で、放置開始から2時間16分後となっている。この時間は、油の種類、量、重なり具合等、ファクターがいろいろ絡んでおり、物によって数十時間経たないと発火しないとか、そういうケースもあると調査の結果ではわかっている。

(委員) 動画で説明されたNITEの実験ではどれぐらいで火が出たのか。

(N I T E) 確認して後刻報告する。

(議長) N I T E で動画を用意してもらい、ニュースでも見る機会があるが、一体どういう時系列で至ったかをわかるように依頼した背景のある意見かと思う。本件については、わかれば知らせていただき、今後もこのような動画を出す時は、説明をお願いしたい。

(N I T E) 了解した。

(委員) 先ほどの取扱説明書のことだが、書いてあればそれでいいのかというところで問題になる。ここに載っているから良いではないかと記載上は見える。そうではなくて、書いてもいろいろ起きるといふに皆が理解していける形となっているはずだが、なかなかそうは思えない。書いてあったのに、使い方がまずいのではないかというふうに読み取れてしまうところがあるので、そここのところはどのような判断なのかということ。もう少し工夫ができないかと思う。

(議長) 各委員のお考えが必ずしも一致しているとは思わないが、書くこと自身については少なくとも長い間異論はない。ただ、書いてあるから起因しないとか、そういう議論はまた別の問題でやっている。よくよく読むと、なお書きのところに「取扱説明書は」と書いてあるのは、慎重に取り扱っているのではないかという趣旨ではある。ただ、一般論とすれば、取扱説明書も含めた安全性ということ自身は共通の理解はある。ただ、その書き方とか、内容とか、そういうところはまだ議論があるということだったと思う。

(議長) 昔の議論が必ずしも現在、そのまま通用しているかどうか分からないが、そういう意見が圧倒的に強くて、共通の理解で今日までやってきたということである。

(委員) A201200501 (ガスこんろ (都市ガス用)) について、右こんろが点かないから左こんろの火をキッチンペーパーに点けてという非常にびっくりする使用方法である。さらなる啓発が必要と考えるが、関係機関において、チラシ、メルマガ、消費者展等での呼びかけ等、種々の注意喚起を継続しても消費者に到達していない現状があるというのが実感である。消費者展に来たり、チラシやメルマガを積極的に読むような方は問題はなく、そうでない方が、キッチンペーパーで点けてしまうようなことを行ってしまう。

ホームページに行かないとチラシが出せなかったり、消費者展に行かないとわからないというのではなくて、もう少し何か工夫ができたらいいのではないかと思うがいかがか。

(経済産業省) いかに消費者の方に情報を伝え、行動につなげていくかといったところは、非常に重要な課題だと考えている。引き続き、消費者庁とも連携を図りながら対応して参りたい。

(議長) 国民生活センターも、消費生活センターも一生懸命やっておられ、その実情を踏まえた意見だと思う。

(委員) ホームページに載せれば、プレス発表すれば、それでおしまいということではなく、消費者教育支援法も成立したことなので、悪質商法だけではなく、日常生活における危険性のことも伝えていくように、連携して消費者教育に生かして、「製品事故には起因しないけれども」ということで伝えることができるのではないかと感じる。

(消費者庁) まさに言われるとおりであり、どうやって、そのメッセージというか、危険性とか、リコール情報もそうだが、伝えていくかが非常に悩ましい問題である。結論的に言ってしまうと、特効薬がないから、いくらやっても事故が減らない、リコールが終わらないというのがある。何とか手法を変えたりとか報告できる状況ではないが、今まで連携をしてこなかったような方々、町のいろいろなお店とか、そういうところと何かできないかとか、そういうことをいろいろ考えてはいる。いずれにせよ、コツコツ続けていくことを繰り返し、指摘のとおり、何とかでおしまいにしないように頑張っていきたい。

・資料5－(3)に沿って、案件ごとに経済産業省より説明

(委員) A201200543 (シュレッダー) についてだが、粉塵爆発の要件には、微粉塵、すなわち単位質量当たりの表面積が大きいこと、空気との混合比率が一定比率であること、最後に発火源があることだが、シュレッダーで、微粉塵なるものが普通の状態でよく発生するなら、使い方について注意を促さなければいけない。本当に再現実験できるのか。結論を出す前に、再現するのかしないのか、よく検討されたほうがいい。

(N I T E) 通常の紙で、印刷した紙も含めて、種々再現させようと下結果、シュレツダーでは再現した。ただ、今回は、特殊な事務所での用紙の関係があったため、滅多に起こらないと思う。

(委員) その限りにおいて言うと、粉塵爆発という用語を使っていいのかどうか、慎重にやられるべきではないかと心配する。

(経済産業省) 事故原因の書き方については御指摘を踏まえて、修正する。

(委員) A201200422 (ベビーカー) の事故について、ベビーカーには基準が設けられていない。排水口の蓋の基準がなくいろいろ混在していることから、これをクリアするとすると、車のタイヤのような恐ろしく不格好なことになる。ただ、都は最近、極力メッシュの小さなものを蓋に使うようにしているということで、そういうことが普及してくるのであれば、今後、基準に加えるべきだと思っている。

(委員) A201200447 (エアゾール缶 (忌避剤)) について、「当該製品のハッカ油に起因した肺炎であると診断された」とあるが、診断書は提出されておらず、診断内容は事業者及び消費者センターを通じて得られた情報で、「当該製品の主要成分との因果関係を示す文献は認められなかった」とある。こうなると、「肺炎であると診断された」という部分はいかがかなという気がするがどうか。

(経済産業省) N I T E でも調査をしたが、症例が認められず、当該物質の有害性も確認できなかった。メーカーでも、この物質による症例、文献等による症例について検索をしたが、同様の症例を確認することはできず、関連する根拠を見出すことができなかったもので、今回のような表現となっている。

(議長) そこを確認の上、記載をどうするかということである。

(経済産業省) 事故原因の書き方については御指摘を踏まえて、修正する。

(委員) A201200557 (エアコン) について、エアコンの事故というよりも、エアコン洗浄スプレーの問題かなと思う。こういう事故に限らず、エアコン洗浄スプレーの故障の報告も多く、問題がある製品ではないかと指摘されているようなものではないかと思う。そういったことも含めて、エアコンを洗浄するスプレー自体が製品として大丈夫なのかどうかを含めて、検討したほうがいいのではないか。

(経済産業省) N I T E から説明があると思うが、技術的には、最近のエアコンはそういったものが入らないような構造、設計になっているところもある。

(N I T E) 個別に、例えばこのメーカーの型式に成分が強いのかあるとかの違いはあるが、基本的には、エアコンのスプレーの取扱説明書どおりにスプレーすれば問題はほとんどない。ただ、逸脱して、電気の部品がある方に向けてスプレーをすると、当然、故障が生じるという状況である。NITEとしても事故情報を集めており、引き続きスプ

レーする方についても詳しく調べていきたい。

(委員) A201200595 (靴) ですが、ここで「トレーニング効果を目的とした」と表現して、大丈夫なのかなという気がする。

(議長) トレーニングシューズかといえばそのとおりだが、この点は表現について検討いただければと思う。

③原因究明調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断する案件について

・資料6に沿って、案件ごとに経済産業省より説明

(委員) A201100878 (門扉 (引戸)) の校門の引き戸は、校門なので、ほかの学校でも使われている可能性がある。こういう場合は文部科学省に、注意喚起というか、同じような扉についてチェックをしてくれというような、連絡・連携というようなものはできているのか。あるいは、あちらから来たのか。

(経済産業省) 文部科学省との連携は、従前から、学校で使う機器について事故が発生した場合には、注意喚起を行うように要請し、実際、各学校に周知をしていただいた事例がある。本件については、個別の事象で、きちんと固定がなされていなかったために起きた事象ということで判断しているが、きちんと各学校の状況がどうなのかということについて周知をして、確認の必要があるかも含めて、文部科学省と調整をさせていただければと思う。

(委員) A201200434 (電動車いす (ハンドル形)) について、リコール点検済品とあるが、この事故品というのはリコール点検済がなされたものなのか。

(経済産業省) なされている。

(委員) もし、なされているのであれば、電磁ブレーキによる制動ができない状態で坂道を利用できていたと考えてよろしいか。

(経済産業省) 今回、事故発生時に故障している箇所は、リコール部品ではなく、リコール時にチェックがかかっている箇所がリコールの対象となる。これは、不具合の箇所が、駆動するモーターに組み付けられたモーターピンを固定するモーターピンボルトが要るので、リコールが発生するという事象になっており、その箇所はチェックをしているということになる。ちなみに、今回、事故が起きたときに破損していた駆動ギアについては、チェックはしていないという事象になる。

(N I T E) ただ、事故の発生以前から離れていたのであれば、とても走行できる状態にはならないので、なったとしても事故の直前、もしくは転倒の影響、どちらかではないかと思う。

全体を通した内容について質問を求めたところ以下のとおり。

(議長) 先に質問のありましたガス衣類乾燥機の実験映像で、どれぐらいだったら煙が出たかについて、確認出来たか。

(N I T E) 先に高温槽に2時間ほど入れてから乾燥機に入れて、1時間10分後ぐらいに発火している。ただ、条件自体で、何十時間もしないと発火しないものもあれば、同じ条件でやっても発火しないこともある。

(議長) 今後とも、時間的なことは同じ質問が出ると思うので、よろしく対応いただきたい。

——了——